

ふるさとりっとう応援寄附推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさとりっとう応援寄附条例(平成20年栗東市条例第25号)に基づく寄附(以下「寄附」という。)の推進を図るとともに、市内事業所の知名度の向上及び活性化に寄与することを目的として、栗東市へ寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に対して、記念品を贈呈する事業等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地元事業者

次のいずれかに該当する法人、個人事業者又は団体とする。

ア 栗東市内に本店若しくは主たる事業拠点を有するもの

イ 栗東市内に工場等を有し、当該工場で生産した商品を対象商品とするもの

ウ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 地元特産品等

市内で製造、加工、採取、栽培等する商品又は地元事業者が提供するサービスに係る商品をいう。

(3) ふるさと記念品

第8条第1項の規定による参加の承認を受けた地元事業者(以下「参加事業者」という。)が提供する当該承認に係る地元特産品等であって、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 栗東市の魅力発信及び地域振興につながるものであること

イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること

(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱う。)

ウ 平成28年4月1日付総税企第37号通知及び平成29年4月1日付総税市第28号通知に基づく、次に掲げる性質を有しないものであること

(ア) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、ポイント等)

(イ) 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品等)

エ 総務省告示百七十九号(平成三十一年四月一日)第五条に該当するものであること

(寄附の申込方法)

第3条 寄附の申し込みは、ふるさとりっとう応援寄附金申込書(様式第1号)又はイ

インターネットを通じて行うものとする。ただし、市長が特に認める場合は他の方法により申込を行うことができる。

(寄附金受領証明書の発行)

第4条 前条に基づく寄附による寄附金を収納したときは、寄附者に寄附金受領証明書(様式第2号)を発行するものとする。なお、インターネットを通じてクレジット決済等により行われた寄附は、公金収納代行サービスからの収納結果通知をもって寄附の収納があったものとみなす。

(ふるさと記念品の贈呈)

第5条 市長は、寄附をしていただいた寄附者へのお礼としてふるさと記念品を贈呈する。ただし、贈呈するふるさと記念品は、調達に要する費用の額が寄附金額の百分の三十に相当する金額以下であるものとする。なお、寄附者が希望しない場合又は栗東市民からの寄附の場合は、贈呈は行わないものとする。また、送付先は日本国内に限るものとする。

- 2 前項の規定によるふるさと記念品の贈呈は、参加事業者が寄附者に送付することにより行うものとする。この場合において、送付に要する費用(商品代、その他配送費等の経費を含む。以下同じ。)は、配送確認後、次項に規定する事業者から支払うものとする。
- 3 効率的な運営、安全・安心を考慮したふるさと記念品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、ふるさと記念品における取扱業務全般を一括して対応できる事業者(以下「とりまとめ委託事業者」という。)に委託する。

(ふるさと記念品の贈呈等の手続)

第6条 ふるさと記念品の発注・発送及び送付に要する費用の請求・支払の手続きの方法は、とりまとめ委託事業者と参加事業者との協議により別に定めるものとする。

- 2 参加事業者は、ふるさと記念品の送付に際し、社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。
- 3 参加事業者は、ふるさと記念品を送付した年度の終了後1年間は、ふるさと記念品の送付に係る関係書類を保管しておくものとする。

(ふるさととりっとう応援寄附推進事業への参加の承認申請)

第7条 参加事業者としてこの要領による事業(以下「ふるさととりっとう応援寄附推進事業」という。)に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期限までに、ふるさととりっとう応援寄附推進事業参加承認申請書(様式第3号)及

びふるさと記念品申請書（様式第3号-2。以下「記念品申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びふるさと記念品として提案する地元特産品等の概要が分かるパンフレット等
 - (2) 前条第2項に規定するふるさと記念品を送付する際に同封するパンフレット等
 - (3) ふるさととりっとう応援寄附推進事業において提供しようとする地元特産品等の写真データ
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度から継続して承認を受けようとする場合又は市長が必要ないと認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。
- 3 申請者は、当該申請に係る地元特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、第1項の申請の際、記念品申請書にその旨を記載しなければならない。

（ふるさととりっとう応援寄附推進事業への参加承認）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者の参加を承認したときは、ふるさととりっとう応援寄附推進事業参加承認通知書（様式第4号）により、参加を承認しないときは、ふるさととりっとう応援寄附推進事業参加不承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

- 2 市長は、承認を行ったふるさと記念品について、調達に要する費用の額が寄附の金額の百分の三十に相当する金額以下になるよう、寄附の金額を決定する。
- 3 同条第1項の承認の有効期限は、承認を受けた日から当該承認を行った日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに市又は参加事業者から、ふるさと記念品の取り扱いの停止に関する意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、参加事業者によるふるさと記念品の提供が困難となったときは、この限りでない。

（契約の締結）

第9条 参加事業者は、とりまとめ委託事業者とふるさと記念品の配送等に関する契約を締結するものとする。

（承認の取消等）

- 第10条 市長は、承認を行った参加事業者及びふるさと記念品が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとする。
- (1) 虚偽又は不正な手段により承認を受けたとき。
 - (2) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

- (3) その他市長が、参加事業者又はふるさと記念品として適当でないとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき参加事業者又はふるさと記念品の承認を取消したときは、参加事業者に通知するものとする。

(参加事業者の責務)

- 第11条 参加事業者は、第8条第1項の承認を受けた後、参加事業者の申請情報に変更があった場合又はふるさと記念品に関する内容の変更を行おうとするときは、ふるさととりっとう応援寄附推進事業承認事項変更届出書(様式第3号-3)を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 参加事業者は、ふるさと記念品の提供が困難となったときは、ふるさととりっとう応援寄附推進事業ふるさと記念品等取止報告書(様式第3号-4)により、遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 3 参加事業者は、提供したふるさと記念品の品質、性能等の商品に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。
- 4 参加事業者は、栗東市がふるさととりっとう応援寄附推進事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

(委託の禁止)

- 第12条 参加事業者は、配送に係る業務を除き、ふるさととりっとう応援寄附推進事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 参加事業者は、ふるさととりっとう応援寄附推進事業の実施に係る権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 参加事業者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、ふるさととりっとう応援寄附推進事業による事務の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守し、適切に取り扱わなければならない。
- (1) 参加事業者は、ふるさととりっとう応援寄附推進事業による事務に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。参加事業者でなくなった場合も同様とする。
- (2) 参加事業者は、ふるさととりっとう応援寄附推進事業による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。
- (3) 参加事業者は、ふるさととりっとう応援寄附推進事業による事務に関して知り得

た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (4) 参加事業者は、ふるさとりっとう応援寄附推進事業による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (5) 参加事業者は、市又はとりまとめ委託事業者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) 参加事業者は、ふるさとりっとう応援寄附推進事業による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。
- (7) 参加事業者は、この要領に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- (8) 参加事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

(実地調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、ふるさと記念品にかかる業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ふるさとりっとう応援寄附推進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用する。

(準備行為)

- 2 この要領の規定に基づくふるさとりっとう応援寄附推進事業への参加の承認の手續その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

(ふるさとりっとう応援寄附に係る記念品贈呈要領の廃止)

- 3 ふるさとりっとう応援寄附に係る記念品贈呈要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づくふるさとチョイス応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づくふるさとチョイス応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年9月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づくふるさとチョイス応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づくふるさとチョイス応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年9月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づくふるさとチョイス応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用す

る。

(準備行為)

- 2 この要領の規定に基づくふるさとっとう応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

(準備行為)

- 2 この要領の規定に基づくふるさとっとう応援寄附推進事業への参加の承認の手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に受けた寄附について適用する。